



# テミス通信

第 45 号 / 2020年5月

発行元：佐井司法書士法人

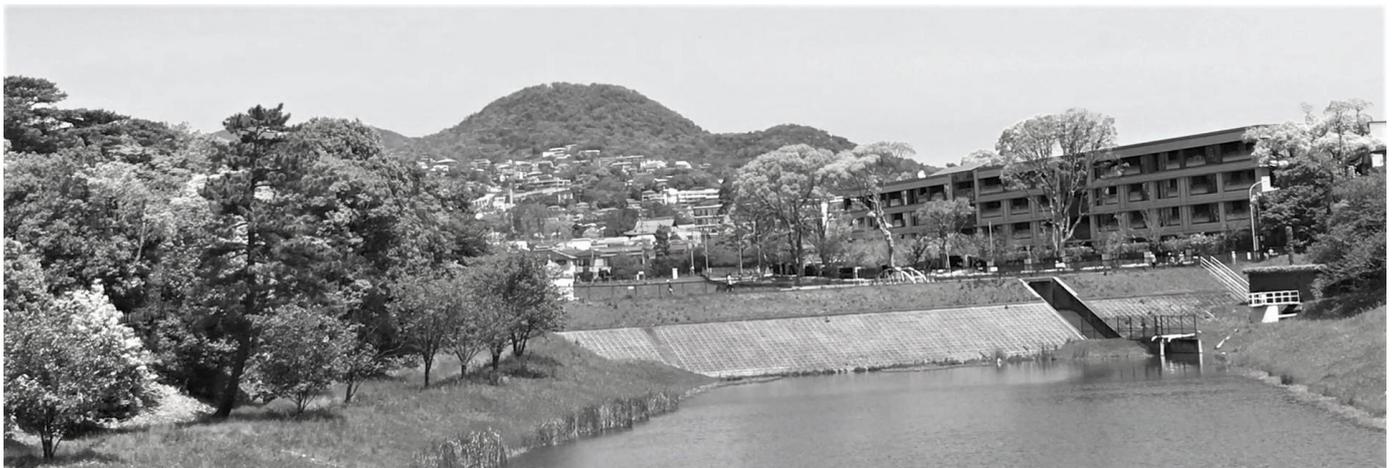
佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



ニテコ池と甲山

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

2020年5月、いまだ世界は新型コロナウイルスの渦中にいます。

突然の不幸が、これほど身近に感じられることがあったでしょうか。

闘病の甲斐もなく命を落とされた方々へ、心よりお悔やみ申し上げます。

そして、多くの医療関係者の皆様の献身に敬意を表しますと共に、

事業の継続が困難な状況にある方々と共に、早く日常が戻ることを祈りたいと思います。

平常心で過ごすことは難しいですが、「毎日の仕事のなかにこそ、確実なものがある。

(中略) 肝要なことは自分の職務をよく果たすことだ。」(カミュ『ペスト』より) に励まされ、テミス通信 第45号をお届けいたします。

くれぐれも、安全、健康にご留意ください。

(佐井恵子)

## テレビ電話によるご相談対応のお知らせ

大阪市の外出自粛要請にこたえ、弊所ではネットを利用したテレビ電話による

ご相談の受付を開始しました。Zoom や Skype などのアカウントを

お持ちの方、お気軽にお声かけください。

まずは電話、又はメールにてお問い合わせください。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



## ハンコ文化の見直しは必要か

コロナウイルスの影響で在宅ワークを行う企業が増え「ハンコが必要だから出勤する」という声も耳にします。このような話を聞くと、ハンコ文化はなくしてしまえば良いと考えてしまいがちですが、実際、ハンコを押すということにはどんな意味があるのでしょうか。

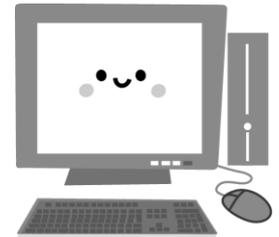
### ハンコのある書類は強力

先日「なぜハンコに執着？」という見出しの新聞記事がありました。これは、我々司法書士にも向けられている言葉だと、私は感じました。しかし、法律的な意味に触れていない新聞記事やニュースが多いのも実際のところですよ。

司法書士の仕事は紛争を未然に防ぐこと、「予防法務」が本質であると考えています。作成した書類の真実性を担保するために、ハンコを押してくださいと伝えるわけですが、それには理由があり、ハンコを押すことで無用なトラブルを回避できるからです。次のとおり、ハンコには良くも悪くも法律や判例で、絶大な力が与えられています。

- ①「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」（民事訴訟法第 228 条第 4 項）
- ②「私文書に作成名義人の印影が当該名義人の印象によって顕出された場合には、反証のない限り、当該印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定する。」（最判昭 39. 5. 12）

文書がワープロ記名でも、ハンコがあれば真正な文書だと推定され、それが実印なら、本人の意思まで推定するというのですから、法的効果は絶大です。



### ハンコは電子署名で代えられる

しかし、ハンコでなくとも電子署名のある電磁的記録で作成された文書にも真正に成立したものと推定する旨の法律（電子署名及び認証業務に関する法律第 3 条）があるので、パソコンで作成した文書に電子署名を入れることができれば、予防法務の観点からも契約として有効です。要件を満たせば登記書類としても、ハンコがなくとも代替できます。

電子署名には、民間企業を通して利用できるものと、国を通して利用できるものの大きく分けて 2 種類があります。前者が認印のように利用できるものであり、後者が実印に代わるものです。ただ、この電子署名が普及しているとは言えないのが現実です。

私見ですが、普及しない原因は次のような理由があると考えられます。

- ①セキュリティ面のリスク管理が負担である。
- ②電子署名を利用できても、相手も利用していないと契約などが成立しない。
- ③個人レベルでは、利用環境が必要で利用できない人もいます。
- ④電子署名の利用には月額利用料等の維持費がかかる。
- ⑤結局ハンコの方が楽である。

今回、『⑤のハンコが楽』ではないという事態に直面したわけですが、①と④の問題が解決すれば、電子署名は普及するのではないかと考えています。そうすれば、おのずと②も解決するでしょう。

日本のハンコという文化的な側面は大事ですが、世界的な競争力を維持していくには、最先端の環境を利用していかなければなりません。コロナウイルスを契機に、あらゆる方面からの確かな新サービスを提案していかなければならないと考えさせられる今日この頃です。

（山添健志）

## 遺言書保管制度 令和2年7月10日開始

高齢社会となり、相続手続に要する時間、労力をできるだけ軽減してほしいという社会の要請に対して、遺言制度をより使いやすく普及するための法律改正がなされました。平成31年1月13日、自筆証書遺言（全文自分で書く遺言）の様式を、財産目録に限りコピーや登記事項証明書でも可能と緩和されたことに続き、令和2年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度が始まります。

公証役場で作成する公正証書遺言は、公証役場で保管され、平成元年以降に全国の公証役場で作成された公正証書遺言に関するデータを一元的に管理し、全国どこで作成されたものであっても検索することができる「遺言検索システム」を備えています。一方、自筆証書遺言は、紛失や、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんの恐れがあり、せっかくの遺言も、遺言者の意思が実現されない結果となる心配がありました。そこで法律を改正して、自筆証書遺言を国が保管、検索、証明する制度を創設しました。

### 3種類の遺言の特徴を比較すると

自筆証書遺言		公正証書遺言
自分で保管	法務局で保管	公証役場で保管
本文は自筆 財産目録部分は自筆要件免除		公証人が、打合せのうえ全文用意した書面に自筆で署名
破棄・改ざんの心配あり	破棄・改ざんの心配なし	
紛失の心配あり	遺言保管事実証明書や遺言書情報証明書の交付申請が可能	遺言検索システムによる検索と謄本請求が可能
家庭裁判所で検認手続申立日数が必要	遺言書情報証明書の交付申請 検認手続の必要なし	検認手続の必要なく、すぐに使える

### 遺言書の保管を申請するには

遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地の何れかを管轄する遺言書保管所（法務局）に、保管申請を予約のうえ、遺言者自身が封をしない遺言書を持参して預けます。遺言書保管所が、遺言者の氏名、出生日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証を交付して、手続は終了です。この手数料は、資産の額に関わらず一律3,900円となります。

### 遺言者が、預けた遺言を閲覧するには

遺言者が、遺言の内容を確認したい場合には、全国どこの遺言書保管所からでも閲覧をすることができます。遺言者生存中は、閲覧ができるのは遺言者本人に限定されています。

### 保管制度を利用した遺言を撤回したいときは

方法としては、次の何れかになります。

1. 最初の遺言と矛盾する行為をする。  
例えば、相続財産を銀行口座で特定していた場合、その預金を解約する等。
2. 別の遺言で、以前に作成した遺言を全て撤回する旨を記載する。
3. 遺言を預けていた遺言書保管所に、保管申請の撤回をして遺言の返却をうける。  
但し、戻って来た遺言書は依然有効ですので、物理的に破棄しておきます。

## 相続人等が、遺言書の内容を知りたいときは

相続開始後に、相続人や受贈者、遺言執行者等から全国の遺言書保管所に、遺言書情報証明書の交付請求ができます。その際、遺言書保管所は、証明書の交付をうけた人以外の相続人等に対して、遺言書を保管している旨を通知します。相続人等が遺言書を閲覧した場合も、同様です。証明書は、登記や銀行等の相続手続きに遺言書として使用できます。

選択肢は広がりました。遺言書保管制度によって、遺言を活用した円滑な相続が増えることを期待します。保管リスクの問題は解決されましたが、遺言の内容については、無効となることのないように必ずご相談下さい。どの方式を選ぶかも含めて、遺言者の意思を実現するために考えます。既に作成している遺言を見直すお手伝いもいたします。

(佐井恵子)



## 交代制在宅勤務 体験談

新型コロナウイルスの蔓延で、3月から4月にかけて緊張する局面が続き、政府からの「新型コロナウイルス 緊急事態宣言」は、ついに来たかという思いでした。

私たち司法書士は、取引の安全や後見制度を利用する方々の暮らしを支える社会的役割を担っています。また、3月決算の会社の株主総会開催準備の相談が増える時期でもあります。そこで、4月9日より二つの班に分け、交代制在宅勤務をして、コロナウイルスで共倒れになるリスクを避けつつ、業務を継続するという決断をしました。何が正解か分かりませんが、当日、所員全員に宛てた文書を読み返すと、その時の緊張感がよみがえります。

出勤班は、毎朝通常の清掃に加えて、次亜塩素酸ナトリウム消毒液で机やスイッチ、ドアノブ等、手の触れる場所の殺菌消毒を行ってから業務に入ります。翌日は在宅勤務なので、持ち帰る仕事の用意も並行して行います。在宅班への電話の報告や、在宅班から出勤班への指示は、Google ハングアウトのグループチャットで行います。テレワーク以前から、当事務所では Google ドライブで仕事の進捗やカレンダーの共有を行っていたので、違和感はありませんでした。事務所へご来所いただくことや、こちらからの訪問は控え、所員も公共交通機関の利用を避けて自転車や自動車通勤し、休日も日常の買い物や病院の受診等以外の、必要のない外出を取りやめて感染リスクを減らす努力をしています。

突然始まった在宅勤務。戸惑いも多く、慣れないこともあるかと思いき、中間点と考え、5月1日に事務所会議をオンライン（ビデオハンガアウト）で実施しました。その内容を、一部皆さまに紹介します。



### ひとりひとりの困ったことや問題点

- ・事務所に出てきているときは、とにかく忙しい。如何に要領よく仕事をするか！
- ・翌日に、次の班の作業を待つことが多く、仕事が一日で完結しない。
- ・家でする仕事の準備や打合せに、相当な時間が必要となり、結果、出勤日の残業が増えた。
- ・在宅では、日常なかなかできない企画業務などに組みみたいと思っていたが、実際には、そこまでの余裕はない。また、できる仕事限定される。
- ・在宅の日は、座っている時間が多くて疲れる。

## 良かったこと

- ・親が仕事をしている姿を子どもに見せることができた。子ども達が、パソコンのタイピングソフトを入れて練習し始めたのには、驚いた。
- ・在宅の日には、比較的早く仕事を切り上げるようになった。
- ・キーボードも電話機も、毎日除菌が行き届いてぴかぴか！（掃除時間は倍かかっています。）
- ・通勤時間が無くなったのはメリット。

## 全体として工夫の必要なところ

- ・一緒に働いている時のように、ちょっと声を掛けて意思疎通ということが難しく、タイミングが遅れ、その件は後回しになってしまう。予め、会議の時間を設けておくことが有効。
- ・全体のコミュニケーションに、チャットを利用。孤独にしないよう挨拶や返事を意識する。
- ・事務所と同じ様なタイムスケジュールで過ごすことで、規則正しい生活を！

緊急事態宣言は5月末までに延長されました。連休前にセキュリティを整備し、在宅で事務所の業務用ソフトの利用ができるようになり、事務所の在宅勤務は第二段階に入りました。これにより、在宅でも書類作成業務が進むものと期待しています。仕事に対しては、普段と変わらない質とスピードでお応えしたいという所員の思いもありますが、法務局の人員も縮小され、登記の出来上がりまでに1ヶ月以上かかる現状では、その努力も焼け石に水です。どうしても、この日でなければならない仕事を除いては、通常よりお時間をいただくことについてご理解頂きたいと考えております。

ワクチンや薬が揃わない間は、感染拡大は第二波、第三波もあると聞きます。一同、家族も含めて健康であることが一番大切と確認して、次に備えたいと思います。人と人が教えあい、助けあいながら仕事をする楽しさを、改めて感じつつ。  
(佐井恵子)

## コロナ関連 情報スクランブル

新型コロナウイルスに関連して、法務省から様々な情報が出ています。ランダムにお示しします。

Q 1. マンションの管理組合等における集会の開催について

A 1. 前年の集会の開催から1年以内に区分所有法上の集会の開催をすることができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、本年中に集会を招集し、集会において必要な報告をすれば足りるものと考えられます。

Q 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等をキャンセルした場合や、イベント等が事業者の判断により中止となった場合の取扱いは。

A 2. キャンセルした場合のキャンセル料の支払や、事業者の判断により中止となった場合の支払済みの代金の返金については、基本的には、契約条項に基づき決まることとなります。事業者等に改めて確認することが重要です。

Q 3. 新型コロナウイルス感染症の影響で、商品を仕入れることができなくなった場合の留意事項について

A 3. 商品を仕入れることができなくなり、顧客に契約どおり商品を引き渡すことができなくなった場合には、債務不履行責任として、相手方に対する損害賠償義務等を負うこととなります。もっとも、新型コロナウイルスの影響があったために債務者に帰責事由がないと評価される場合には、その責任を負いません。帰責事由の有無の判断は事案ごとに判断されるものであり、一概にはいえませんが、個々の契約の性質、目的、締結に至る経緯等の諸事情や社会通念を勘案して判断されます。

(出典：法務省ホームページから引用、抜粋)

## セミナー中止のお知らせ

甚だ勝手ではございますが、5月18日開催予定の「2020年4月・民法改正 要点チェックセミナー」は、新型コロナウイルス緊急事態宣言延長により中止とさせていただきます。

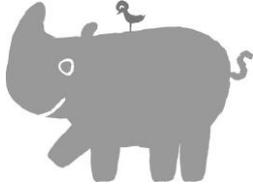
お申し込みいただいた方には、誠に申し訳ございません。

6月3日の同セミナーは開催予定ではございますが、情勢によっては延期の可能性もございます。ご了承ください。  
(山添健志)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。やわらぎ総合法律事務所様、塩山陽子様、山際美代子様  
ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

## テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・こんなに家の中にいたことはありません。さわさわと木々の葉がそよぐ様を眺めながら、パソコンに向かっていきます。風薫る五月を満喫できて、ちょっと贅沢な気分です。
- ・弊所のCSR活動として、公益財団法人大阪コミュニティ財団に「えがお基金」を設立し、毎年少額ですが継続して積み増してきたところ、2020年度採択事業の一つに助成することが決定しました。大分県由布市で活動しているNPO法人クラウンボランティア・ティアドロップによる、【入院中の子どもたちの前にクラウン（ピエロ）が現れ、一緒に遊んで楽しい時を過ごし、子どもたちに「笑顔」や癒しを届けるクラウンボランティア】に対するものです。久々に助成先が決まり、とても嬉しかったのですが、今は、訪問にかえてネット配信しているそうです（NHKニュースで紹介されていました）。また、病院や施設で面会が禁止されて、家族と別れ、寂しい思いをしている方も大勢いらっしゃると思います。少しでも早く感染症が収束し、活動が再開されることを願わずにはられません。
- ・5月の連休に、カミュの「ペスト」を、電子書籍で一気読みしました。思いついたその時から読み始めることができ、本より文字が大きくて読みやすいので疲れにくい。好きだった読書を取り戻せた気分です。  
シニアの方には、特におすすめします。
- ・このひと月で、事務所は一気にIT化が進みました。「朗報！便利でこれからも使っていきたい！！理屈は知らんけど！！！」な、私です。それでも、政府の専門家会議が示した「新しい生活様式」には違和感がつきまといまいます。リアルに会って話すことは、これからも大切にしていきます。  
(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>